

新型コロナウイルスに関する豪州政府の追加措置
(豪首相府メディア・ステートメント) (3月18日)

3月18日、モリソン首相は記者会見を実施し、新型コロナウイルス対策に関する追加措置を発表しました。同追加措置に関する首相府メディア・ステートメントの概要は以下のとおりです。なお、本概要は当館が便宜的に作成したものであり、番号・見出しも便宜的に付したものですので、正確な内容は原文 (<https://www.pm.gov.au/media/update-coronavirus-measures>) をご参照下さい。

1. 全般

3月17日夜、第二回国家内閣 (National Cabinet) 会議を開催し、コロナウイルスの感染拡大を防ぐための追加的な対策に合意した。

2. 屋内・屋外での集会

(1) 国家内閣は、3月18日から100人 (スタッフ含む) を超える必要不可欠でない屋内での集会を認めないとの豪州国家健康保護委員会 (AHPPC) の助言を受け入れた。屋内の集会とは壁と屋根で囲われた単一のエリアで行われる集会のことを指す。

(2) 公共交通施設、医療施設、薬局、スーパー、ショッピングセンター、オフィス・ビル、工場など必要不可欠な活動に係る施設には適用されない (但し、社会的距離をとる措置 (Social distancing) や衛生上の措置は求められる)。

(3) 州・地域政府は、映画館、劇場、レストラン・カフェ、結婚式、葬式など100名未満の必要不可欠でない屋内の集会に関する指針やルールを更に検討し、これらは3月20日の国家内閣会議で検討される。それまでの間は、こうした場所では社会的距離をとる措置や衛生上の措置をとるべきである。

(4) ジム、インドア・フィットネス、プールなどの施設は、社会的距離をとる措置や衛生上の措置に合致すれば、現時点で閉鎖する必要はない。

(5) 500人未満の屋外でのイベントは実施することができる。全てのイベントは、4平方メートルに1人以上とならないようにする等の措置に従うべきである。

3 国内交通

(1) 国家内閣は、豪州国民は必要不可欠であると考える場合にのみ旅行すべきである旨合意した。体調が良くない場合、医療を受ける場合を除き、自宅に待機しなければならない。

(2) 国家内閣は、国内の空路による旅行はリスクが低いことに合意した。旅行できる場所、旅行が制限されるべき場所については州・準州の助言に基づき検討される。

(3) 国家内閣は、国内交通に係る社会的距離をとる措置について、3月20日の国家内閣会議で検討する。

3 アンザック・デー

国家内閣は、参加者に占める高齢者の割合が高く、そうした人々のリスクが高まるため、アンザック・デーの式典や行事の中止に合意した。ストリーミング配信や映像化される州レベルの小規模な式典は認められる場合がある。行進は行われぬ。

4 生活必需品の大量購入

国家内閣は、食品、医薬品その他の物の大量購入に反対する AHPPC の助言を強く承認した。食料その他の物のパニック買いを抑えるよう強く求める。

5 高齢者ケア施設

(1) 国家内閣は、高齢者ケア施設や地域の高齢者を守るための対策を強化する AHPPC の勧告に合意した。

(2) 過去14日間以内に海外から帰国した者及び陽性者と濃厚接触した者、熱や急性呼吸器感染症の症状（咳、喉の痛み、鼻水、息切れ）がある者、並びにインフルエンザの予防接種を受けていない者（5月1日以降）は、高齢者ケア施設への立ち入りを禁止されるべきである。

(3) 高齢者ケア施設は、訪問者の訪問時間を短時間に限定することや、訪問者を最大2人に限定する等の、居住者への感染リスクを減らすための制限措置をとるべきである。

(4) 高齢者ケア施設は、全ての日常的な訪問者とスタッフに対して、病気に注意を払い、衛生措置をとることを勧告すべきであり、体調が良くない場合は離れるよう指示されるべきである。

6 学校、寄宿学校、大学等

(1) 国家内閣は、現時点で学校は継続するべきであるとの AHPPC の助言を受け入れた。特に、「予防的な閉鎖」は相応でなく、効果的でない旨を合意した。

(2) 国家内閣は、寄宿学校は「感染のリスクが高い」旨留意し、寄宿学校と親に対し、リスクと学生が寮に残るメリットを天秤にかけて検討することを奨励した。

(3) 国家内閣は、大学等の高等教育は、自宅での作業を含むリスク軽減策をとった上で、現時点では継続すべきであるとの AHPPC の助言を受け入れた。学生寮は感染リスクが高いため、リスク軽減が不可能な場合は閉鎖又は削減を検討する必要がある。

7 地域のスポーツ活動

国家内閣は、地域のスポーツ活動を継続してよいとの AHPPC の助言を受け入れた。この

助言は、スポーツ団体と協議により、地域のスポーツ団体向けのガイドラインの策定につながるスポーツ団体との協議を受けたものである。

8 先住民及び障害者への支援

3月20日までに、疾病に対して脆弱な豪州国民への追加支援が検討されている。

9 連邦による非常事態宣言

連邦総督は、バイオセキュリティ法 (Biosecurity Act 2015) に基づく「人のバイオセキュリティに関する非常事態 (human biosecurity emergency)」を宣言するという連邦政府の勧告を受け入れた。本宣言により、保健大臣は、コロナウイルスと戦うための法的強制力のある指示・要求を行うことが可能となる。

10 留学生看護師への追加的支援

連邦政府は、高齢者ケア介護施設等での継続的な労働力を提供するため、留学生看護師のビザの労働条件を緩和する。現在、約2万人の留学生看護師が豪州で学んでいる。

11 渡航禁止勧告

国家安全保障委員会は、全ての海外への渡航勧告を最高レベルの渡航禁止 (Do not travel) に引き上げる旨決定した。

12 航空業界支援

連邦政府は、航空機燃料税、国内航空に係る管制サービスの料金、国内及び地域航空のセキュリティに係る料金を含む料金の返金及び支払い免除を行う。